

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

恩給法の特例に関する件の有効期限をとりあえず延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

参照条文

恩給法ノ特例ニ関スル件（昭和二十一年二月一日勅令第六十八号）抄

第一条 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍属ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

二 廢疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）第二十四条第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 廢疾ノ程度ガ令第三十一条（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依ル改正前ノ令第三十一条トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四

目症ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照条文

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）抄

（恩給法の特例に関する件の効力）

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年五月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

参照条文

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年三月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二十四号

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律（抄）

第一条 左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年三月三十一日」を

「昭和二十八年五月三十一日」に改める。

五 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年

法律第二百五号）第二条

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第五条の規定は、昭和二十八年度分の地方税から適用する。